

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

ハラスメントの防止に関する基本方針

事業、又は、職務に従事するすべての場所（実質的に職場の延長上にあるものを含む。以下、「職場等」という。）におけるハラスメントは、個人の尊厳を傷つける社会的に許されない行為であり、職場等全体の秩序を乱すばかりでなく、公益社団法人四街道市シルバー人材センター（以下、「センター」という。）の健全性や適正な経営に重大な影響を与えかねない問題です。いかなる形態のハラスメントであっても、これが黙認されたり、見過ごされたりすることがあってはなりません。

センターは、正会員及び職員（以下、「従業員」という。）の一人ひとりがハラスメントについて理解するとともに、全ての人権が尊重され、互いの信頼の下にその能力が十分に発揮できる職場等の環境の実現を目指し、以下に掲げる取り組みを徹底いたします。

更に、センターは、お客様に対して真摯に対応し、信頼や期待に応えることで、より高い満足を提供することを心掛けます。一方で、お客様からの常識の範囲を超えた要求や言動の中には、従業員の人格を否定する言動、暴力、セクシュアルハラスメント等の従業員の尊厳を傷つけるものもあり、これらの行為は、職場環境の悪化を招くゆゆしき問題です。センターは、従業員の人権を尊重するため、これらの要求や言動に対しては、お客様に対し、誠意をもって対応しつつも、毅然とした態度で対応いたします。万が一、お客様からこれらの行為を受けた際は、従業員が相談窓口等に報告・相談することを奨励しており、相談があった際には組織的に対応いたします。

1. センターは、下記のハラスメント行為を容認しません。
 - (1) パワーハラスメントに類する行為
 - (2) セクシュアルハラスメントに類する行為
 - (3) 妊娠・出産、育児・介護に関するハラスメント行為
 - (4) カスタマーハラスメントに類する行為
 - (5) その他、職務等に関連しない「いじめ、嫌がらせ」、「強要」、「個人の尊厳を傷つける言動」により人間関係や職場等の環境に悪影響を及ぼすなどのハラスメント行為
2. この方針は、従業員のみならず顧客・取引先等、センターに関係するすべての方を対象にいたします。
3. ハラスメント問題防止のため、当該基本方針を周知し、従業員一人ひとりがハラスメント問題について正しく理解するための研修や啓発を行います。
4. ハラスメントに関する相談窓口を設置し、相談等の申し出があった場合は、規程に則り迅速かつ適正に対応します。《相談窓口》：センター事務局
5. 相談等に関与したものに対し、以下の対応を徹底します。
 - (1) プライバシーや人権の尊厳
 - (2) 問題処理に必要な場合を除き、知り得た相談内容等の秘密の保持
 - (3) 事実確認への協力に応じたこと等を理由とする不利益扱いの禁止
6. ハラスメントに関する言動を行った者には、定款及び規程に基づき厳正に対処を行います。また、被害者に対し、就業環境の改善に向けて必要な措置を講じるとともに、再発防止に努めます。
7. ハラスメント防止対策について、定期的な見直しを行い、継続的改善に取り組みます。

令和 6年 2月22日

公益社団法人四街道市シルバー人材センター